

当社ファンドにおけるデリバティブ取引等のリスクの管理方法について

アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社

当社が運用するファンドには、ヘッジ目的や、効率的な運用を行うこと目的として、デリバティブ取引等を行うものがあります。それらのファンドにおいてデリバティブ取引等を行なう場合には、あらかじめその目的及び適用範囲をファンドの投資信託約款に明確に定め、市場の変動等の理由により発生し得る危機に対応する額として算出した額が当該ファンドの純資産総額を超えるデリバティブ取引等を行い、又は継続することを内容とした運用を行なわないことを基本方針とします。

その基本方針に基づき、デリバティブ取引等の管理は、その目的によって以下の方法により行います。

① デリバティブ取引等をヘッジ目的のみに使用する場合

公募の投資信託等（公募のファンド・オブ・ファンズが投資対象とする私募の投資信託を含みます。）においてヘッジ目的のためにのみデリバティブ取引等の運用指図を行う場合には、ヘッジ目的の利用範囲を明確にした上で、簡便法により各デリバティブ取引等の想定元本が投資信託財産の純資産総額を超えないように管理します。

② デリバティブ取引等をヘッジ目的以外にも使用する場合

公募の投資信託等（公募のファンド・オブ・ファンズが投資対象とする私募の投資信託を含みます。）においてヘッジ目的以外でデリバティブ取引等の運用指図を行う場合には、ヘッジ目的以外のデリバティブ取引等の利用範囲を明確にした上で、当該のデリバティブ取引等から生じるファンドの市場リスク量をVaR方式により算出し、その量がファンドの純資産総額の80%以内となるように管理します。この場合の算出方法は、派生商品に限らずポートフォリオ全体とします。